

宮城県公報

宮 城 県
（総務部県政情報・文書課）
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
（毎週火、金曜日発行）

目 次

条 例

ページ

○職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

（人事課） 一

○手数料条例の一部を改正する条例

（財政課） 一

○地方活力向上地域における県税の特例に関する条例の一部を改正する条例

（税務課） 一

○県議会議員及び知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

（市町村課） 二

○養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

（長寿社会政策課） 三

○介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例

（同） 三

条 例

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年十月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第七十二号

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例（平成十二年宮城県条例第二百二十八号）の一部を次のように改正する。

第二十六条第二項第四号中「三千六百元」を「二千七百元」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成三十年十一月一日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の職員の特殊勤務手当に関する条例第二十六条第一項の職員が、平成三十年十一月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に同項第四号の業務に従事した場合において、当該業務が人事委員会規則で定める程度に及ぶときにおける教員特殊業務手当の額は、同条第二項第四号の規定にかかわらず、三千六百元とする。

手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年十月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第七十三号

手数料条例の一部を改正する条例

手数料条例（平成十二年宮城県条例第十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表二百九十の二の項及び二百九十の三の項を削る。

第三条第一項の表十二の項及び十三の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

地方活力向上地域における県税の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年十月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第七十四号

地方活力向上地域における県税の特例に関する条例の一部を改正する条例

地方活力向上地域における県税の特例に関する条例（平成二十七年宮城県条例第九十一号）の一部を次のように改正する。

題名中「特例」を「課税免除等」に改める。

第一条中「第五条第四項第五号に規定する」を「第五条第四項第五号イに掲げる」に、「不均一課税」を「課税免除及び不均一課税（以下「課税免除等」という。）」に改める。

第二条中「地方活力向上地域特定業務施設整備計画」を「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画（以下「特定業務施設整備計画」という。）」に改め、「前日まで」の下に「。次条において同じ。」を加える。

第三条の見出し中「不均一課税」を「免除等」に改め、同条中「省令第二条第二号に規定する特別

を定める」とあるものを「課税免除等」に改め、同条中「省令第二条第二号に規定する特別

償却設備設置者」を「法第十七条の二第三項の規定に基づき、特定業務施設整備計画の認定を受けた同条第四項に規定する認定事業者（同条第一項第二号に掲げる事業を実施する者に限る。）であつて、当該認定を受けた日から同日の翌日以後二年を経過する日までの間に、特別償却設備を新設し、又は増設したものに改め、「特別償却設備設置者が新設し、又は増設した」及び「公示日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して一年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があつた場合における当該土地の取得に限る。」を削り、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

一 対象期間内に、法第十七条の二第三項の規定に基づき、特定業務施設整備計画の認定を受けた同条第四項に規定する認定事業者（同条第一項第一号に掲げる事業を実施する者に限る。）であつて、当該認定を受けた日から同日の翌日以後二年を経過する日までの間に、特別償却設備を新設し、又は増設したものについて、当該特別償却設備である家屋及びその敷地である土地の取得（公示日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して一年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があつた場合における当該土地の取得に限る。次項において同じ。）に対して課する不動産取得税を免除する。

第四条（見出しを含む。）及び第五条（見出しを含む。）中「不均一課税」を「課税免除等」に改める。

附 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の地方活力向上地域における県税の課税免除等に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、平成三十年六月一日から適用する。

（経過措置）

2 新条例第三条の規定は、平成三十年六月一日以後に新設し、又は増設した特別償却設備（新条例第二条に規定する特別償却設備をいう。以下同じ。）である家屋又はその敷地である土地の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前に新設し、又は増設した特別償却設備である家屋又はその敷地である土地の取得に対して課すべき不動産取得税については、なお従前の例による。

3 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前において、平成三十年六月一日以後に新設し、又は増設した特別償却設備である家屋又はその敷地である土地の取得に対して課すべき不動産取得税に関し改正前の地方活力向上地域における県税の特例に関する条例（以下「旧条例」という。）第三条の規定により行われた県税の不均一課税の処分（地域再生法（平成十七年法律第二十四号。以下「法」という。）第十七条の二第一項第一号に掲げる事業を実施する者に対して行われたもの

に限る。）は、新条例第三条第一項の規定による県税の課税免除の処分とみなす。

4 この条例の施行の際現に旧条例第四条の規定によりされている県税の不均一課税の申請は、法第十七条の二第一項第一号に掲げる事業を実施する者がしたものにあっては新条例第四条の規定によりされた県税の課税免除の申請と、法第十七条の二第一項第二号に掲げる事業を実施する者がしたものにあっては新条例第四条の規定によりされた県税の不均一課税の申請とみなす。

5 新条例第三条第一項の規定により県税の課税免除の適用を受けようとする者に係る新条例第四条の規定による申請書の提出期限が、施行日前に到来し、又は施行日以後三十日以内に到来する場合においては、同条の規定による申請書の提出期限は、同条の規定にかかわらず、施行日から起算して三十日以内とする。

（宮城県県条例等の一部を改正する条例の一部改正）

6 宮城県県条例等の一部を改正する条例（平成二十八年宮城県条例第四十六号）の一部を次のように改正する。

第九条（見出しを含む。）及び附則第七項中「地方活力向上地域における県税の特例に関する条例」を「地方活力向上地域における県税の課税免除等に関する条例」に改める。

県議会議員及び知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年十月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第七十五号

県議会議員及び知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

県議会議員及び知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成六年宮城県条例第十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「のピラ」を「及び第四号のピラ」に、「、」を「、」並びに「」に改める。

第六条中「（知事の選挙における候補者に限る。第八条において同じ。）は、同条各号」を「は、第八号各号」に改め、「第百四十二条第一項第三号」の下に「及び第四号の選挙の区分に応じ当該各号」を加え、「同号」を「当該各号」に、「知事の選挙の」を「選挙の」に改め、「ついでに、」の下に「県議会議員の選挙にあっては」を、「い。」の下に「第百三十二条の五第一項、知事の選挙にあっては政令」を加える。

第八条中「第百四十二条第一項第三号」の下に「及び第四号の選挙の区分に応じ当該各号」を加え、「知事の」を削り、「ついでに、」の下に「県議会議員の選挙にあっては政令第百三十二条の五第一項、

知事の選挙にあつては」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成三十一年三月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の県議会議員及び知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後にその期日を告示される選挙から適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年十月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第七十六号

養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年宮城県条例第八十五号)の一部を次のように改正する。

第七条第二項中「(養護老人ホーム)を(当該サテライト型養護老人ホーム)に、「養護老人ホーム以外の」を「サテライト型養護老人ホーム以外」に、「養護老人ホーム」に、「サテライト型養護老人ホーム」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例をここに公布する。

平成三十年十月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第七十七号

介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例

介護医療院の施設に関する基準を定める条例(平成三十年宮城県条例第三十一号)の全部を改正する。

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 介護医療院(第三条―第十七条)

第三章 ユニット型介護医療院(第十八条―第二十三条)

附 則

第一章 総則

(趣旨)

第一条 この条例は、介護保険法(平成九年法律第二百二十三号。以下「法」という。)第百十一条第一項から第三項までの規定に基づき、介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第二条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

第二章 介護医療院

(基本方針)

第三条 介護医療院(次章に規定するユニット型介護医療院を除く。以下この章において同じ。)は、長期にわたり療養が必要である者に対し、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより、その者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならない。

2 介護医療院は、入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立つて介護医療院サービスの提供に努めなければならない。

3 介護医療院は、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村(特別区を含む。以下同じ。)、居宅介護支援事業者(居宅介護支援事業を行う者をいう。以下同じ。)、居宅サービス事業者(居宅サービス事業を行う者をいう。第十八条第二項において同じ。)、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(従業者)

第四条 介護医療院は、法第百十一条第二項に規定する介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成三十年厚生労働省令第五号)で定める員数の医師及び看護師のほか、規則で定める員数の薬剤師、准看護師、介護職員、理学療法士若しくは作業療法士又は言語聴覚士、栄養士、介護支援専門員、診療放射線技師及び調理員、事務員その他の従業者を有しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、併設型小規模介護医療院(医療機関併設型介護医療院(病院又は診療所に併設され、入所者の療養生活の支援を目的とする介護医療院をいう。))のうち、入所定員が十

九人以下のものをいう。以下この項において同じ。)の薬剤師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士については、併設される医療機関が病院の場合にあっては当該病院の医師、薬剤師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士により、併設される医療機関が診療所の場合にあっては当該診療所の医師により当該併設型小規模介護医療院の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、置かないことができる。

(施設)

第五条 介護医療院は、法第百十一条第一項に規定する療養室、診察室、処置室及び機能訓練室のほか、談話室、食堂、浴室、レクリエーション・ルーム、洗面所、便所、サービス・ステーション、調理室、洗濯室又は洗濯場及び汚物処理室を有しなければならない。

(設備)

第六条 介護医療院の建物(入所者の療養生活のために使用しない附属の建物を除く。以下この条において同じ。)は、耐火建築物(建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第二条第九号の二に規定する耐火建築物をいう。次項及び第二十条において同じ。)でなければならない。ただし、規則で定める介護医療院の建物にあっては、準耐火建築物(同法第二条第九号の三に規定する準耐火建築物をいう。次項及び第二十条において同じ。)とすることができる。

2 前項の規定にかかわらず、規則で定める介護医療院の建物であつて、知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、火災に係る入所者の安全性が確保されていると認めたものについては、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

3 介護医療院は、入所者に対する介護医療院サービスの提供を適切に行うために必要な設備を備え、及び消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けなければならない。

(提供拒否の禁止)

第七条 介護医療院は、正当な理由がなく、介護医療院サービスの提供を拒んではならない。

(介護医療院サービスの取扱方針)

第八条 介護医療院は、施設サービス計画に基づき、入所者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況を踏まえて、その者の療養を妥当適切に行わなければならない。

2 介護医療院サービスは、施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行われなければならない。

3 介護医療院は、自らその提供する介護医療院サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(身体的拘束等の禁止)

第九条 介護医療院は、介護医療院サービスの提供に当たっては、当該入所者又は他の入所者等の生

命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行ってはならない。

2 介護医療院は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

3 介護医療院は、身体的拘束等の適正化を図るため、規則で定める措置を講じなければならない。

(管理者)

第十条 介護医療院には、管理者を置かなければならない。

(非常災害対策)

第十一条 介護医療院は、非常災害時における入所者の安全の確保等のために必要な措置に関する計画を立てて、非常災害時における消防機関その他の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

(秘密保持義務)

第十二条 介護医療院の従業員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 介護医療院は、従業員であつた者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

(利益供与等の禁止)

第十三条 介護医療院は、居宅介護支援事業者又はその従業員に対し、要介護被保険者に当該介護医療院を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 介護医療院は、居宅介護支援事業者又はその従業員から、当該介護医療院からの退所者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を收受してはならない。

(苦情の処理)

第十四条 介護医療院は、提供した介護医療院サービスに関する入所者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 介護医療院は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

(事故発生の防止等)

第十五条 介護医療院は、事故の発生又はその再発を防止するため、規則で定める措置を講じなければならない。

2 介護医療院は、入所者に対する介護医療院サービスの提供により事故が発生した場合は、速やか

に市町村、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

3 介護医療院は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。
(暴力団員等の排除)

第十六条 介護医療院の管理者その他これに準ずる者として規則で定めるものは、暴力団排除条例(平成二十二年宮城県条例第六十七号)第二条第三号に掲げる暴力団員であってはならない。

2 介護医療院は、暴力団排除条例第二条第四号イ又はロに掲げる者がその事業活動に支配的な影響力を有するものであってはならない。

(委任)

第十七条 この章に定めるもののほか、介護医療院の人員等に関する基準は、規則で定める。

第三章 ユニット型介護医療院

(基本方針)

第十八条 ユニット型介護医療院(施設の全部において少数の療養室及び当該療養室に近接して設けられる共同生活室(当該療養室の入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。)により一体的に構成される場所(以下「ユニット」という。))ごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる介護医療院をいう。以下同じ。)は、長期にわたり療養が必要である入居者一人一人の意思及び人格を尊重し、施設サービス計画に基づき、入居前の居室における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行うことにより、各ユニットにおいてその入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援しなければならない。

2 ユニット型介護医療院は、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(施設)

第十九条 ユニット型介護医療院は、法第一百一十一条に規定する療養室、診察室、処置室及び機能訓練室のほか、ユニット、浴室、サービス・ステーション、調理室、洗濯室又は洗濯場及び汚物処理室を有しなければならない。

(設備)

第二十条 ユニット型介護医療院の建物(入居者の療養生活のために使用しない附属の建物を除く。以下この項及び次項において同じ。)は、耐火建築物でなければならない。ただし、規則で定めるユニット型介護医療院の建物にあっては、準耐火建築物とすることができる。

2 前項の規定にかかわらず、規則で定めるユニット型介護医療院の建物であつて、知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、火災に係る入居者の安全性が確保されていると認められたものについては、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

3 ユニット型介護医療院は、入居者に対する介護医療院サービスの提供を適切に行うために必要な設備を備え、及び消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けなければならない。
(介護医療院サービスの取扱方針)

第二十一条 介護医療院サービスは、入居者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、施設サービス計画に基づき、入居者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、入居者の日常生活を支援するものとして行われなければならない。

2 介護医療院サービスは、各ユニットにおいて入居者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮して行われなければならない。

3 介護医療院サービスは、入居者のプライバシーの確保に配慮して行われなければならない。

4 介護医療院サービスは、入居者の自立した生活を支援することを基本として、入居者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を常に把握しながら、適切に行われなければならない。

5 ユニット型介護医療院は、自らその提供する介護医療院サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(準用)

第二十二条 第四条、第七条及び第九条から第十六条までの規定は、ユニット型介護医療院について準用する。

(委任)

第二十三条 この章に定めるもののほか、ユニット型介護医療院の人員等に関する基準は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、平成三十六年三月三十一日までの間に転換(当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の病床数を減少させるとともに、当該病院等の施設を介護医療院、軽費老人ホーム(老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)第二十条

の六に規定する軽費老人ホームをいう。)その他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。以下同じ。)を行って介護医療院を開設する場合における当該介護医療院の建物については、第六条第一項及び第二十条第一項の規定は、適用しない。

3 療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、平成十八年七月一日から平成三十年三月三十一日までの間に転換を行って開設した介護老人保健施設の全部又は一部を平成三十六年三月三十一日までの間に廃止するとともに、介護医療院を開設した場合における当該介護医療院の建物については、第六条第一項及び第二十条第一項の規定は、適用しない。

(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例及び指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正)

4 次に掲げる条例の規定中「介護医療院の施設に関する基準を定める条例(平成三十年宮城県条例第三十一号)第四条」を「介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例(平成三十年宮城県条例第七十七号)第十八条第一項」に改める。

一 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成二十四年宮城県条例第八十七号)第八十六条第一項第五号

二 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例(平成二十四年宮城県条例第九十号)第八十一条第一項第五号